

第24号議案、第25号議案資料

財産の取得について

1 取得した財産の概要

(1) 令和2年度

ア 取得した財産	令和2年度小学校教師用教科書及び指導書等
イ 納入場所	吉川市教育委員会（学校教育課）指定
ウ 契約日	令和2年4月1日
エ 取得金額	31,287,413円
オ 契約の相手方	住 所 埼玉県吉川市大字平沼169番地1 氏名又は名称 株式会社旭屋書店 代表者職氏名 代表取締役 鈴木昭
カ 財産概要	教科書1,904冊、指導書1,936冊
キ 契約方法	随意契約（市内の教科書取次店が1者のみであるため）

(2) 令和6年度

ア 取得した財産	令和6年度小学校教師用教科書及び指導書
イ 納入場所	吉川市教育委員会（学校教育課）
ウ 契約日	令和6年4月1日
エ 取得金額	33,589,235円
オ 契約の相手方	住 所 埼玉県吉川市大字平沼169番地1 氏名又は名称 株式会社旭屋書店 代表者職氏名 代表取締役 鈴木昭
カ 財産概要	教科書2,358冊、指導書2,017冊
キ 契約方法	随意契約（市内の教科書取次店が1者のみであるため）

2 本事案の概要

(1) 議会の議決の失念

令和2年度と令和6年度に取得した本市小学校の教員が使用する教科書及び指導書については、予定価格が2,000万円以上であることから、本来、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を経て取得する必要があったが、これを経ずに買い入れを行った。

(2) 経緯

他自治体が教科書及び指導書の購入について議会の議決を経ることなく契約をしていた旨の報道を受け、本市においても調査したところ、令和2年度及び令和6年度について同様の事案を把握した。

(3) 全庁調査

本事案を受け、議会の議決に付すべき財産の取得等に関して、議決を失念している事案がないか全庁的に調査を実施したところ、本事案以外に事案はなかった。

3 再発防止策等

(1) 原因

職員の地方自治法及び条例に関する認識不足により議会の議決を要するという認識が欠如していた。

(2) 再発防止策

- ・特に金額の大きな契約案件については、予算要求の段階から注意喚起を行うとともに、チェック体制を強化し、手続や執行時期等の確認を行う。
- ・本事案に関し全庁的な水平展開を行うとともに、職員の知識向上を目的とした研修の強化を図る。